

# 運動部活動における体罰の必要性

## Necessity of physical punishment in sports club

1K10C045-6 市堰 啓嗣

主査 志々田 文明 先生

副査 石井 昌幸 先生

### 【目的】

2012年12月23日に大阪市立桜宮高校の2年生男子生徒が、部活の顧問の体罰に耐え切れず自殺した。記憶にも新しいこの事件は、現代スポーツを非常にクリアなものとして理解していた私にとって、なぜ体罰は公然と行われるのだろうか。なぜ体罰問題は表に出てこないのか。学校（とくに運動部活動）において必ずしも体罰は行われなければならないのかという疑問を抱かせた。ゆえに本研究の目的は、運動部活動における体罰の必要性和、今後の運動部活動が、体罰との関係でどうあるべきかを明らかにすることである。

### 【方法】

研究方法是文献に依拠した文献研究である。とりわけ、坂本秀夫の「体罰の研究」と江森一郎の「体罰の社会史」を先行研究とし、文部科学省の「体罰に係る実態把握の結果（第1次報告）」などの資料を中心に研究した。学校教育の一環である運動部活動に焦点を当て、2つの先行研究の必要な部分を折衷し、文部科学省や乙竹岩造の調査結果から得た具体的な数値を分析し、運動部活動における体罰の必要性和、体罰との関係でどうあるべきかを独自の見解で結論付けた。

### 【結果】

運動部活動において体罰は必要ない。その根拠として、まず体罰は基本的人権の基本理念である、人間の尊厳を冒し、否定されるべきものであるということ、体罰が文部科学省の「我が国の文教施策」にみられる、「自発的・自主的にスポーツを行うこと」、「体力向上と健康の増進」、「人間形成」を含む運動部活動の意義を否定していることが挙げられた。

そして、今後の運動部活動が体罰との関係でどうあるべきかについては、学校と部活の「2重の閉鎖空間」、顧問に対する極度な信頼から生まれる「体罰の正当化」、「勝利至上主義」、「管理主義」の4つ体罰蔓延の理由を排除することが、至上命題であるとした。その上で「第3者の指導者の配置」、「スポーツ推薦制度の撤廃」「生徒の部活動運営の参加」の3つの革新的な変革の必要性を説き、体罰との関係で、今後の運動部活動のあるべき姿であると結論付けた。

### 【考察】

第1章では文部科学省の体罰の定義と坂本の体罰に

ついでの方を踏まえたうえで、体罰とは、身体的侵害と特定姿勢・行為の強制、そして極度な恐怖感や屈辱感などを味わう精神的苦痛を与える懲戒であり、様々な条件（年齢、健康、環境等）を考慮して、体罰であるか否か判断されるものとした。そして、「人間が個人として尊ばれるのは自由意思の主体であり、精神の独立が認められる」（坂本 1995,p.73）という個人の尊厳に対し、体罰は、非意志的選択による非難されるべき結果に対して行われることが多く、また自由意思を保有している人間の存在自体が尊いので、その身体を侵害する体罰は人間の尊厳を冒しており、否定されるべきであるとした。

第2章では、日本の体罰思想について言及している。江戸時代の太平の世が、死や身体への価値観の変化をもたらし、さらには生類を憐れむ思想が流布した影響から、体罰否定の思想が唱えられようになった。一方で体罰の実情は、社会統制を目的とした「見せしめ」の体罰が多く行われていた。明治維新後には、軍隊教育の中、ストレス発散のみを目的とする体罰が横行するようになった。この体罰否定という理想と体罰横行という現実の差は、現在にも見られ、今後の課題であると言及した。

第3章では、文部科学省「我が国の文教施」の中にある、運動部の意義に対し、体罰の強制力が「自発的・自主的にスポーツを行うこと」に反しており、身体や精神を害する体罰は「体力向上と健康の増進」を害するとした。そして、体罰は即効性のある懲戒であるが、それゆえに思考を伴わないとし、教育性のない懲戒であるという点から「人間形成」をしないととした。以上のことと、第1章の内容から、体罰は運動部活動に必要なという結論に達した。さらに、外部から隔離された学校と部活という閉鎖空間に閉じ込められ、生徒は先生を正義として信じ、体罰をも正当化していることが体罰を蔓延させているとした。加えて、西洋から入ってきた、「勝利至上主義」と戦前、戦後に強化された「管理主義」によって体罰の横行に拍車がかけられた。この4つを排除するには、学校と部活の公開、勝利にこだわらない部活目指すこと、生徒と先生の権限をある程度まで等しいものに引き上げることが求められる。ゆえに「第3者の指導者の配置」、「スポーツ推薦制度の撤廃」「生徒の部活動運営の参加」を行うことが、体罰との関係で、今後運動部活動があるべき姿なのではないかという結論に至った。